

自治会連絡所

場所 6号棟集会所 NO.1
 電話 (914) 9870 (公衆電話)
 開設時間 月～金 10時～4時
 入会、相談などご利用下さい。

王子五丁目団地

自治会会報

第36号

1983年5月7日

王子五丁目団地自治会

東京都北区王子5丁目2番地
 編集・自治会広報部
 編集責任者・木元章喜
 発行責任者・井上 一

入退居激しい中で踏んばる自治会



永住できる楽しい団地にするために自治会は奮闘します

高い転居率 最大理由は高家賃

今年三月は57世帯が退去

日曜日には必ず何軒かの引越しが…。退居・入居の移動の激しいこの団地。自治会調べでは団地管理開始の五十一年三月から五十七年三月までの七年間に、全戸数二千七百七十六世帯の八七％に当たる千九百世帯が引越しています。こうした現実の中で、自治会は七年間、多彩な活動をくりひろげ、住みよき団地づくりをすすめてきました。

五十七世帯。今年三月度の団地退居者数です。毎年、三月は転居シーズンでもあり、退居者も多いため、今年も例年より少し多かったです。三月は、例年より少し多かったです。

転居で地方へ行った人、マンションや一軒建て住宅を購入した人、既設の他の公団賃料が安いところへ移った人、両親の介護のために退居した人、民間賃貸住宅へ移った人…。転居先はさまざまです。

五十七年度(昨年四月から今年三月まで)の団地からの退居者数の合計は二千五百七十七世帯(全戸数の二二%)でした。それでも例年よりかなり少く、「定着」傾向が出はじめたのかと推測されます。これまでは毎年、全戸数の一四％前後の三百世帯前後が転居してきていました。

この七年間の引越し世帯は総計千九百世帯になります。この数字は「移動」した世帯の単純合計であり、団地内の住居変更(たとえば一号楼から六号楼に)

移動)を含めたものです。また同一住居で何世帯も引越して入居しているケースも多く、単純に二千七百七十六世帯のうち千九百世帯が引越して入居した人…。転居先はさまざまです。

「この団地に長く住んでいよう」と決意し、最初からずっと住み続けている家庭もかなり多いのです。しかし、公団賃貸住宅の退居率の全国平均は一〇％程度、しかも最近はその割合が低くなってきていることと比較すると、王子五丁目団地の転居率は異常に高いことが特徴です。そしてその原因が「高家賃」にあることも明らかです。

自治会では五月十五日に第七回自治会総会をひらきます。この際、北本通り沿いの公団王子五丁目自治会連名で区に「公衆トイレ設置を要請」する予定です。

公衆トイレ設置を要請

北本通り沿い 自治会連名で区に

自治会は、結成当初から団地内に公衆トイレを設置するように努力してきました。公団交渉のたびに要望したり、また北区議会への陳情、請願や北区への要望なども、たびたびおこなってきました。

今年になって、団地内の北本通り沿いに設置の見通しがたつたため、自治会では王子出張所管内連合自治会の席上、井上会長がこの経過を説明し、要望書の提出について協力してくれるよう要請しました。これに答えて、公団王子五丁目自治会連名で提出された要望書は、次のとおりです。

第七回代議員総会は15日です

自治会第七回代議員総会を、下記のとおり開催いたします。

総会は、自治会の最高決議機関で一年に一回開かれます。代議員と役員で構成されますが、一般会員も参加できますので、どうぞ参加下さい。

議案は、二、六面にのせました。

- 王子五丁目団地自治会第七回代議員総会
- 三、会計監査報告
- 二、一九八二年度決算報告
- 四、一九八三年度活動方針案
- 五、一九八三年度予算案
- 六、役員選出についての選挙管理委員会報告
- 七、諸決議
- 一、一九八二年度活動報告

今年の団地まつり

8月5、6、7日

(夏)の予定に、団地まつりの日程を入れて下さい。昨年は、季節はずれの台風にみまわれて、さんざんな団地まつりでしたが、今年は大丈夫です。おおいに楽しみましょう。

早いもので、団地まつりも今年で七回目を迎えます。この日には、団地にお住まいの方の親類も、多数団地にいられて楽しんでいきます。子供たちも団地まつりを、大いに楽しみにしているようです。

団地まつりの準備は、今月から始まります。団地住民が集まって準備をすすめて、八月に花を咲かせるわけです。みんなの力でつくる「手作りまつり」を今年もぜひ成功させましょう。

祝 王子五丁目団地自治会第7回総会

ボーナスは新型期日指定定期預金

年金のお受取り・給料振込・各種自動振替

東京相互銀行 王子支店 (927) 2801

皆様おなじみの依田屋団地酒店が、装いも新たに「リカー & フーズショップYODAYA豊岡」としてオープンいたしました。明るく洒落た店内に、世界の銘酒や食品・御贈答品を取揃えております。是非お越し下さいませ。

LIQUOR&FOODS SHOP YODAYA豊岡

北区王子5-2-1-1045

代表取締役 豊岡 末廣 ☎ 927-3535

(配達は夜8時まで受付いたしております)

1982年度活動経過報告

住民の生活をまもり、住みよい団地 づくりめざして活発に活動しました

一九八二年度の活動方針にも あらましを、報告いたします。
とじて一年間の自治会活動の

1、長く住んでいられる 団地にするための活動

王子五丁目団地の高い家賃の
引き下げのために、今年も引き
続き運動をつづけました。

昨年十一月には、全国自治協
で決めた「公団王子五丁目団地
の高家賃引き下げの即時実施
を、建設大臣住宅・都市整備
公団総裁に要請する決議」を、
六月九日に公団本社と建設省に
自治会代表が提出しました。
また自治会の代表は全国自
治協や東京23区自治協の代表
とあわせて、高家賃の実
態を訴えてきました。

2、安心して住める快適な 団地にするための活動

防災・防火の活動

東京都の「広域避難場所」に
指定されている団地は、北区内
だけでもいくつもあります。公
団住宅では赤羽台団地、豊島五
丁目団地、王子五丁目団地の三
団地ですが、同様の問題をほか
に持っている三団地自治会が、
共同して問題解決にあたるよう
に共同して活動してきました。

五五五団地自治会は努力してき
ました。昨年十月四日には北区内
の三団地自治会との協議会
を開いたり、また「防災倉庫設
置」の要請書を北区内に提出す
るなど、積極的に活動しました。

昨年九月一日の「震災記念
日」には、自治会防災本部とし
て訓練に参加。九月十三日には
台風の接近にともない、防災本
部を設置するなど、機敏に動く
組織づくりを進めました。

◆ 環境整備及び施設の充実
自治会では、団地の環境整備や
諸施設の充実をめざして、公団
本社や北営業所などと積極的に
交渉してきました。

◆ 環境づくり
シャングリラ池の掃除はナン
トの新設でシャングリラ池の遊
び場を改造して、公園と交遊して
より環境づくりをめざしてい
ました。また自治会では、団地
内に花や緑を増やそうとして、
毎年公園に植樹などを要請し実
現しています。

◆ 子供たちの自主的活動を
援助
団地内の子供たちの自主的活動を
援助

◆ 子供たちの遊び場の改善を約
前進

3、子供たちがすこやかに育 つ環境づくりのための活動

団地で生まれた子供たちが、
今年もはじめて、小学校に入学し
ました。自治会では幼児・児童
・生徒が、王子五丁目団地の
びびびすこやかに育つ環境
づくりをめざして、この一年間努
力してきました。

◆ 環境づくり
シャングリラ池の掃除はナン
トの新設でシャングリラ池の遊
び場を改造して、公園と交遊して
より環境づくりをめざしてい
ました。また自治会では、団地
内に花や緑を増やそうとして、
毎年公園に植樹などを要請し実
現しています。

◆ 子供たちの自主的活動を
援助
団地内の子供たちの自主的活動を
援助

◆ 子供たちの遊び場の改善を約
前進



団地内道路の段差解消を実現

大変立派なものでした。特に今
年は、台風の影響で計画が変更
になりましたが、機橋店
の移動などを含めそのつと機敏
に対応していました。

◆ 子供を中心とした行事
自治会の行事のなかで子供を
中心としたものは、たくさんあ
ります。もう恒例となっている
シャングリラ池、ラジオ体操、
クリスマス会、映画会、青少年
の球技大会、たこ揚げ大会な
ど、今年も活発におこなわれま
した。

◆ 今年に今年、サマーキャン
プにもとりくみ、成功をさせま
した。また、自治会子供文庫の
充実のためにも努力しました。

◆ 今年に今年、サマーキャン
プにもとりくみ、成功をさせま
した。また、自治会子供文庫の
充実のためにも努力しました。

◆ 今年に今年、サマーキャン
プにもとりくみ、成功をさせま
した。また、自治会子供文庫の
充実のためにも努力しました。

◆ 今年に今年、サマーキャン
プにもとりくみ、成功をさせま
した。また、自治会子供文庫の
充実のためにも努力しました。

◆ 今年に今年、サマーキャン
プにもとりくみ、成功をさせま
した。また、自治会子供文庫の
充実のためにも努力しました。

◆ 今年に今年、サマーキャン
プにもとりくみ、成功をさせま
した。また、自治会子供文庫の
充実のためにも努力しました。

◆ 今年に今年、サマーキャン
プにもとりくみ、成功をさせま
した。また、自治会子供文庫の
充実のためにも努力しました。

◆ 今年に今年、サマーキャン
プにもとりくみ、成功をさせま
した。また、自治会子供文庫の
充実のためにも努力しました。

◆ 今年に今年、サマーキャン
プにもとりくみ、成功をさせま
した。また、自治会子供文庫の
充実のためにも努力しました。

◆ 今年に今年、サマーキャン
プにもとりくみ、成功をさせま
した。また、自治会子供文庫の
充実のためにも努力しました。

◆ 今年に今年、サマーキャン
プにもとりくみ、成功をさせま
した。また、自治会子供文庫の
充実のためにも努力しました。

◆ 今年に今年、サマーキャン
プにもとりくみ、成功をさせま
した。また、自治会子供文庫の
充実のためにも努力しました。

◆ 今年に今年、サマーキャン
プにもとりくみ、成功をさせま
した。また、自治会子供文庫の
充実のためにも努力しました。

◆ 今年に今年、サマーキャン
プにもとりくみ、成功をさせま
した。また、自治会子供文庫の
充実のためにも努力しました。

◆ 今年に今年、サマーキャン
プにもとりくみ、成功をさせま
した。また、自治会子供文庫の
充実のためにも努力しました。

◆ 今年に今年、サマーキャン
プにもとりくみ、成功をさせま
した。また、自治会子供文庫の
充実のためにも努力しました。

◆ 今年に今年、サマーキャン
プにもとりくみ、成功をさせま
した。また、自治会子供文庫の
充実のためにも努力しました。

◆ 今年に今年、サマーキャン
プにもとりくみ、成功をさせま
した。また、自治会子供文庫の
充実のためにも努力しました。

◆ 今年に今年、サマーキャン
プにもとりくみ、成功をさせま
した。また、自治会子供文庫の
充実のためにも努力しました。

◆ 今年に今年、サマーキャン
プにもとりくみ、成功をさせま
した。また、自治会子供文庫の
充実のためにも努力しました。

◆ 今年に今年、サマーキャン
プにもとりくみ、成功をさせま
した。また、自治会子供文庫の
充実のためにも努力しました。



団地生まれの団地育ちが今年も小学生

◆ 今年に今年、サマーキャン
プにもとりくみ、成功をさせま
した。また、自治会子供文庫の
充実のためにも努力しました。

王子五丁目自治会連合会ではおなじく重要な役割を担っています

1983年度 予算(案)

収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
会 費 収 入	4,860,000	
入 会 金 収 入	75,000	
区 事 務 委 託 料	730,000	事務委託料、北区ニュース、防災補助金
広 告 収 入	200,000	会報掲載
特 別 会 計 繰 入	210,000	私道防犯灯補助金会計
雑 収 入	300,000	印刷代、寄付金、受取利息、その他
前 期 繰 越	280,726	
合 計	6,655,726	

支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
自治会活動費	755,000	
会 議 費	150,000	総会、研修会補助他
会 場 使 用 料	15,000	集会所使用料
活 動 費	100,000	
交 通 費	130,000	
通 信 費	30,000	電話代、郵便代
渉 外 費	180,000	他団体お祝金など
慶 弔 費	70,000	香典、新入学児童記念品、祝金
地 域 活 動 費	80,000	青少協他
会 報 発 行 費	1,000,000	活版5回、タイプニュース毎月 (団地まつり会報は、おまつり会計で)
専 門 部 費	300,000	専門部委員会で分配
行 事 費	600,000	運動会、敬老会、他
じゃぶ池運営費	300,000	人件費他
共 済 費	520,000	火災、水もれ共済加入
事務局活動費	1,530,000	
常 勤 費	1,020,000	68,000円×15ヵ月
事務補助活動費	200,000	ポスター張り、自治会の配布物、その他
配 布 料	110,000	北区ニュース配布手数料
集 金 手 数 料	200,000	自治会費集金手数料
運 営 費	820,000	
事 務 所 経 費	200,000	事務所集会所使用料他
消 耗 品 費	500,000	印刷、用紙、資材、事務用品
備 品 費	100,000	
雑 費	20,000	
分 担 金	560,000	
公 団 自 治 協	480,000	
連 合 町 会	50,000	
防 火 協 会	30,000	
予 備 費	270,726	退職積立金
合 計	6,655,726	

合同貸借対照表

1983.3.31

資産の部	金 額	負債及び繰越金	金 額
現 金	57,326	事 務 所 確 立 積 立 金	800,000
普 通 預 金	2,233,287	一 般 会 計 繰 越 金	280,726
定 期 預 金	865,000	家 賃 対 策 特 別 委 員 会 繰 越 金	561,986
		私 道 防 犯 灯 補 助 金 繰 越 金	218,333
		灯 油 共 同 購 入 繰 越 金	737,897
		団 地 ま つ り 実 行 委 員 会 繰 越 金	426,671
		退 職 積 立 金	130,000
合 計	3,155,613	合 計	3,155,613

1982年度会計監査報告

監査の結果、1982年度決算報告書のとおり相違ありません。

1983年5月1日

会計監査 岩崎伸夫◎
同 小木和男◎

1982年度 決算報告書

収入の部

科 目	予 算	実 績	増(△)減
会 費 収 入	4,680,000	4,323,300	△ 356,700
入 会 金 収 入	60,000	43,400	△ 16,600
区 助 成 金	710,000	744,780	34,780
広 告 収 入	300,000	156,000	△ 144,000
特 別 会 計 繰 入	215,000	210,000	△ 5,000
雑 収 入	350,000	305,308	△ 44,692
前 期 繰 越	457,660	457,660	
合 計	6,772,660	6,240,448	△ 532,212

支出の部

科 目	予 算	実 績	増(△)減
自治会活動費	1,750,000	1,662,700	△ 87,300
会 議 費	200,000	121,609	△ 78,391
会 場 使 用 料	10,000	13,390	3,390
会 報 発 行 費	1,000,000	1,079,840	79,840
活 動 費	200,000	64,690	△ 135,310
交 通 費	70,000	129,711	59,711
通 信 費	70,000	15,740	△ 54,260
渉 外 費	200,000	237,720	37,720
専 門 部 費	300,000	223,366	△ 76,634
行 事 費	600,000	665,579	65,579
じゃぶ池運営費	300,000	264,672	△ 35,328
事務局活動費	1,585,000	1,427,908	△ 157,092
常 勤 費	975,000	975,000	0
事務補助活動費	210,000	144,000	△ 66,000
配 布 料	200,000	140,368	△ 59,632
集 金 手 数 料	200,000	168,540	△ 31,460
運 営 費	1,220,000	839,698	△ 380,302
事 務 所 経 費	200,000	178,479	△ 21,521
消 耗 品 費	500,000	284,053	△ 215,947
備 品 費	500,000	357,000	△ 143,000
雑 費	20,000	20,166	166
分 担 金	560,000	554,500	△ 5,500
公 団 自 治 協	480,000	480,000	0
連 合 町 会	50,000	49,500	△ 500
防 火 協 会	30,000	25,000	△ 5,000
予 備 費	457,660	321,299	△ 136,361
合 計	6,772,660	5,959,722	△ 812,938
次年度への繰越金		280,726	
総 合 計	6,772,660	6,240,448	△ 532,212

家賃対策特別委員会特別会計決算報告書

収入		支出	
前 期 繰 越 金	504,732	家 賃 対 策 資 料 代	70,750
1982年秋の高家賃引き下げ		署 名 運 動 活 動 費	20,340
署名運動居住者カンパ	429,090	署 名 運 動 用 風 船 代	7,500
受 取 利 息	7,026	文 房 具 代	22,072
		東 京 23 区 自 治 協 納 付 金	256,800
		雑 費	1,400
合 計	940,848	合 計	378,862
		次 年 度 繰 越 金	561,986
		総 合 計	940,848

灯油共同購入中間決算報告書

収入		支出	
前 期 繰 越 金	273,735	81年度灯油代金残金支払	84,930
82年度灯油券代	2,957,960	81年度分払戻し	149,400
82年度ポリ容器代	1,450	81年度ポリ容器代	6,600
受 取 利 息	5,072	82年度灯油代金支払	2,259,390
合 計	3,238,217	合 計	2,500,320
		次 年 度 へ 繰 越 金	737,897
		総 合 計	3,238,217

第6回団地まつり決算報告後の精算報告書

収入		支出	
第6回団地まつり決算時残高	547,540	会報団地まつり特集号発行分担金	111,700
受 取 利 息	4,151	団地まつりパートⅡ本部費	7,020
		渉外費	6,300
合 計	551,691	合 計	125,020
		次 年 度 へ 繰 越 金	426,671
		総 合 計	551,691

自治会の動き

【4月】
2日 総会準備小委員会(第四回)
3日 お花見(飛鳥山)
4日 会計監査
...
【5月】
2日 東京23区自治協幹事会
8日 第一回役員選挙委員会
...
【6月】
1日 自治会役員研修会
3日 第3回役員会
...
【7月】
1日 シヤブ池オープン
30日 おまつり速報82-1配布
...
【8月】
1日 第6回団地まつり第三日
2日 おまつり速報全戸配布
...
【9月】
1日 団地まつり子ども実行委
2日 団地まつり子ども実行委
...
【10月】
1日 水泳会(王子プール)
9日 事務局長夏休み
...
【11月】
1日 団地まつり子ども実行委
2日 団地まつり子ども実行委
...
【12月】
1日 団地まつり子ども実行委
2日 団地まつり子ども実行委

備品目録

1982年4月~1983年3月

Table with columns: 品名 (Item Name), 数量 (Quantity), 品名 (Item Name), 数量 (Quantity). Lists various household items like フアックス (Fax), 写真転写機 (Photocopier), 事務用デスク (Office desk), etc.

みんなが協力しあい、安心して長く住める団地にしよう

一九八二年度活動方針案

昭和五十一年三月の管理開始以来、五十八年三月までの七年間に、千九百世帯が入れ替わった(団地内住宅変更を含む)―全戸数二千七百七十六世帯の八七割に及ぶ激しい転居率。それがこの王子五丁目団地のリアルな姿です。

そのなかで、つねに居住者の大半に自治会に入ってもらい、自治会をみんなで育て、他の団地に劣らない活発な活動をつづけてきたことを、お互いに誇りにしましょう。

王子五丁目団地は今年四月、七回目・最終傾斜上昇をむかえました。一DKⅡ五万二千九百円、二DKⅡ七万三千九百円、三DKⅡ九万八千円というのは、それぞれの家型とも全国の公団住宅の中で指折りの高家賃です。

毎年の傾斜上昇でこの七年間の家賃上昇額は一DKⅡ一万六千九百円、二DKⅡ二万四千円、三DKⅡ三万八千四百円にもなります。



団地自治会の家賃問題に関する請願書

「食費を切りつめて家賃を払っている」―給料が思うように上らず、病気もできない―居住者の切実な実状と要求にもとづいて、自治会は高家賃引き下げの早期実現のために、これまで以上に政府、公団、国会へのはたらきかけをつよめます。

一つひとつの家庭のしあわせは、地域社会全体のさまざまな問題と深い関係をもっています。とくに団地で生活する以上、各家庭と団地全体の問題はあらゆる面でつながりがあるのです。

居住者の中には一部ですが「自治会なんか家がとは無関係」「自治会に入ってもメリットがない」などという意見がありますが、はたしてそうなのか。この団地にも自治会がなかったら、これまでどうだったのか、今後どうなるのか。大いに話しあいをすすめ、全住民参加による活発な自治会活動にとりくみます。

王子五丁目団地自治会は、昨年十一月二十七日に自治会結成五周年を迎えました。五年間の自治会創成期の活動を振り返り、新しい王子五丁目団地の自治会活動をつくり出すのが、第七期自治会活動の役割りであります。

みんなが力を出しあって、安心して長く住めを王五団地に―自治会結成以来の自治会活動の原点に立ちながら、すべての居住者が自治会に入会し、明るく、のびのびとした地域社会づくりのため、一層努力します。

1、高家賃引き下げに努力し、長く住んでいられる団地にしましょう

①高家賃引き下げのため、政府、公団、国会などへのはたらきかけ、交渉をつ

よめます。

②政府の利子補給金を新規供給住宅並み(三・五%)に適用させ、関連公共施設費の負担を家賃からとり除くよう要求します。

③古い団地の家賃値上げ増収分で既入居高家賃団地の家賃引き下げ措置をとるよう要求します。またその措置をとらない場合は、王五団地の家賃に含まれている修繕費の大半が古い団地の修繕に使われているので、その分は当分、家賃から除外するよう要求します。

④低収入世帯、年金生活世帯などへの家賃減額措置、病気などで家賃が払えなくなった世帯の救済措置の実現を要求します。

⑤公団住宅の家賃体系を住民本位に見直し、原価主義、傾斜家賃制度の矛盾を改めるよう要求します。

⑥他の高家賃団地自治会、東京都内や全国の団地自治会と共同で家賃運動をすすめます。

⑦団地内有料駐車場の不当に高い使用料(一万七千円)の引き下げを要求します。

⑧住宅・都市整備公団の縮小、賃貸住宅から手をひく方向をやめさせ、安く快適な賃貸住宅の建設を要求します。

2、住民同士の互助活動を広げ、安心して住める快適な団地にしましょう

①「自治会共済」を全自治会員の参加で実現し、水もれ・火災事故に協力しあうて対処できるようにします。

②大地震や火災などの防災対策をつよめます。自治会の自主防災組織をさらに発展させ、多くの会員が積極的に参加



専用部分の修繕も―東京土建と「住宅デー」

できるようにし、系統的な防災・救護訓練を実施します。

③団地内に自主防災組織のための防災事務所(倉庫)の設置を区に要請し、実現をめざします。自治会防災本部の防災用具の補充、点検につとめます。

④各家庭内での防災に対する意識向上をはかり、防災器具の点検、使い方の啓もう活動にとりくみます。

⑤団地が震災時の避難場所に指定されているのにその対策がまったくない実情を都や区に訴え、具体化に向けて協議を行うよう要請します。

⑥騒音問題、とくに二号棟の道路騒音、五・六号棟の工場騒音対策をひきつつきつよめます。

⑦防犯、事故防止・交通安全対策をすすめます。

⑧団地内の施設改善や環境整備をはかる活動をさらにすすめます。エレベーター対策、自転車置場問題にひきつつきとりにくみます。

⑨住宅の補修、共用部分の修繕を居住者本位に実施させ、結露防止対策をつよめるように公団にはたらきかけます。

⑩北本通り沿いの団地内に区設公衆トイレの設置促進をはたらきかけます。

⑪三号棟公共施設予定地に地域住民の要望にもとづく公共施設をつくるようはたらきかけます。

⑫集会所の備品、設備拡充を求めます。

3、子どもたちが健全に、のびのびと育つ環境づくりをすすめます

①じゃぶ池近辺の遊び場の改造プランづくりの促進を公団に要求し、改造計画に自治会の意向を反映させます。また他の遊び場、運動施設の拡充をひきつづきはたらきかけます。

②五号棟公共施設予定地を「遊戯公園」にするよう区と公団にはたらきかけます。

③小中学校、PTA、保育園、児童館などと協力しあい、地域教育活動、児童健全育成活動にとりくみ、そのなかで小学校高学年、中学生を対象にした活動を追求します。

④子どもたちが主役になる団地まつり、サマーキャンプ、クリスマス会などの行事を子どもたちをまじえて企画し、楽しいものにします。

⑤じゃぶ池の運営をより多くの会員の協力をえて円滑におこないます。

⑥自治会子ども文庫活動をいっそう充実させます。

(6めに続く)



子供クリスマス会は子供に大人気

王子五丁目団地自治会会則

第一章 総則

- 第一条(名称、事務所) この会は公団王子五丁目団地自治会(以下、この会と云ふ)とし、事務所を団地内におき
- 第二条(目的) この会は団地住民の自治組織であつて、団地住民の権利と共通の利益を守り、相互の親睦と交流を深め、生活環境の向上、福祉の増進をはかり、住みよい団地をつつくりぬを目的とする。
- 第三条(活動) この会は目的達成のため、次の活動をおこなふ。
- 第一節(生活環境の維持と改善、団地住民の福祉厚生をはかり、生活上の目的のための活動)
 - (1) 団地の生活環境の維持と改善、団地住民の福祉厚生をはかり、生活上の目的のための活動。
 - (2) 会員の文化、教養、体育、趣味、娯楽のための各種催しの開催およびクラブやサークル等の補助、育成。
 - (3) 会報の発行およびその他の広報活動。
 - (4) 住宅・都市整備公団、各自治体・諸団体その他の連携または交換。
 - (5) その他この会の目的を達成するために必要な活動。
- 第二節(活動原則) この会は自主的、民主的な団体としてつぎの原則にしたがつて活動を進めます。
 - (1) 常に住民の利益を第一とする。
 - (2) 会員の参加を、公開された自治会として、全会員が自治会活動に参加するうちに常に努力する。
 - (3) 個人の生活を尊重し、これを侵害しない。また、個人

- (5)面からつづく
- ⑦地区青少年王子地区委員会の活動に団地自治会の意見を反映させ、自主的・民主的な運営のため寄与します。
- 4、会員相互の親睦と交流をひろげ、くらしをまもり、暖かい心のかよいあう団地にしましょう
- ①第七回団地まつり(八月五、六、七日をいっそう豊かで楽しく、有意義なものにし、みんなで成功させます。
- ②団地ファミリー運動会をだれもが気軽に

- るに参加できるようにユニークな内容に充実させます。
- ③会員の親睦を深め、会員の利便拡大につなげる活動に積極的にとりくみます。
- ④敬老のつどいをより楽しいものにし、お年よりに大切にする活動をすすめます。
- ⑤自治会諸行事の写真展を催すなど、文化活動にとりくみます。
- ⑥教養・生活問題などでの懇談会や講習会を企画します。
- ⑦各サークルとの協力関係をつよめます。
- ⑧灯油の共同購入を維持、発展させ、そ

- 他の消費者活動にとりくみます。
- 5、みんなが参加する自治会にし、いきいきとした活動をすすめます
- ①新入居世帯、未加入世帯の自治会加入促進をつよめます。
- ②会費の確実な集金で健全財政を維持します。
- ③役員相互の協力のもと専門部の独自活動をつよめ、自治会活動への会員の自主参加をひろげ、活発で楽しい自治会にします。

- ④会員に自治会のおごきを正確に伝え、会員の意見交換の場である広報活動をいっそうつよめ、「会報」の定期発行、「速報」「自治会ニュース」の発行に力を入れます。
- ⑤役員会、運営委員会の定期開催と自治会運営をいっそう民主的にし、フロア委員の体制づくりをすすめます。
- 6、住みよい団地、住みよい街づくり、住民自民をすすめます
- ①住宅・都市整備公団、住宅管理協会、

- ④団地サービスとの話しあいをふかめ、団地管理業務の改善、充実を求めていきます。
- ②東京23区公団住宅自治会協議会、全国公団住宅自治会協議会にひきつづき加入し、団地居住者共通の利益と権利をまもる活動をすすめて、他団地自治会との交流をふかめます。
- ③連合町会、防火協会、王子地区青少年地区委員会などの活動に参加し、周辺地域との交流、明るい街づくりのため協調していきます。
- ④地下鉄七号線建設問題や新幹線建設などで、団地居住者の意見を反映していきます。

第二章 会員

- 第五節(会費資格) 公団王子五丁目団地に居住する世帯はこの会の会員となる資格をもちます。
- 第六節(入会と退会) この会に入会するときは、入会金(1000円)を添えて申し込みます。
- 第七節(退会) この会を退会するときは届出をし、会費未納分を精算します。
- 第八節(会員の権利と義務) 会員は平等の権利をもち、この会の活動で生み出される利益と利便を等しく享受できます。またこの会のすべての問題に参画し、会に関する書類の閲覧および説明を受けることができます。
- 第九節(会費) 月額300円(を納入する義務があります。
- 第十節(世帯単位) 会員は世帯単位とします。

第三章 組織と運営

- 第一節(決議機関と執行機関) この会に決議機関として代議員総会と役員会、執行機関として運営委員会をもち、また活動を進めるために事務局および専門部と特別委員会を
- 第九節(代議員総会の構成、種類および付議事項) 代議員総会(以下、総会と云ふ)はこの会の最高決議機関であり、代議員および役員によって構成されます。
- 第十節(総会) 総会は定期総会と臨時総会の二種とします。
- 第十一節(活動報告および決算の承認) 活動報告および決算の承認、活動方針および予算の決定、役員の変更および解任、会則の改訂、その他役員会が必要と認める事項。
- 第十二節(役員) 役員は選挙により選任し、任期は二年とします。役員は選挙権をもち、選挙権を行使する権利をもちます。
- 第十三節(役員会) 役員会は総会から次期定期総会までの間、必要事項を審議決定します。
- 第十四節(総会) 総会に提出する議案の作成、(他)団地との連絡および提携、(他)専門部および特別委員会の活動計画の決定および管理
- 第十五節(役員会の定数と任期) 役員会の定数は三十五名とし、選出方法は規定で定めます。
- 第十六節(役員) 役員は選挙により選任し、任期は二年とします。役員は選挙権をもち、選挙権を行使する権利をもちます。
- 第十七節(役員会) 役員会は総会から次期定期総会までの間、必要事項を審議決定します。
- 第十八節(総会) 総会に提出する議案の作成、(他)団地との連絡および提携、(他)専門部および特別委員会の活動計画の決定および管理
- 第十九節(役員) 役員は選挙により選任し、任期は二年とします。役員は選挙権をもち、選挙権を行使する権利をもちます。
- 第二十節(役員会) 役員会は総会から次期定期総会までの間、必要事項を審議決定します。
- 第二十一節(総会) 総会に提出する議案の作成、(他)団地との連絡および提携、(他)専門部および特別委員会の活動計画の決定および管理
- 第二十二節(役員) 役員は選挙により選任し、任期は二年とします。役員は選挙権をもち、選挙権を行使する権利をもちます。
- 第二十三節(役員会) 役員会は総会から次期定期総会までの間、必要事項を審議決定します。
- 第二十四節(総会) 総会に提出する議案の作成、(他)団地との連絡および提携、(他)専門部および特別委員会の活動計画の決定および管理

第一節 代議員総会

- 第九節(代議員総会の構成、種類および付議事項) 代議員総会(以下、総会と云ふ)はこの会の最高決議機関であり、代議員および役員によって構成されます。
- 第十節(総会) 総会は定期総会と臨時総会の二種とします。
- 第十一節(活動報告および決算の承認) 活動報告および決算の承認、活動方針および予算の決定、役員の変更および解任、会則の改訂、その他役員会が必要と認める事項。
- 第十二節(役員) 役員は選挙により選任し、任期は二年とします。役員は選挙権をもち、選挙権を行使する権利をもちます。
- 第十三節(役員会) 役員会は総会から次期定期総会までの間、必要事項を審議決定します。
- 第十四節(総会) 総会に提出する議案の作成、(他)団地との連絡および提携、(他)専門部および特別委員会の活動計画の決定および管理
- 第十五節(役員) 役員は選挙により選任し、任期は二年とします。役員は選挙権をもち、選挙権を行使する権利をもちます。
- 第十六節(役員会) 役員会は総会から次期定期総会までの間、必要事項を審議決定します。
- 第十七節(総会) 総会に提出する議案の作成、(他)団地との連絡および提携、(他)専門部および特別委員会の活動計画の決定および管理
- 第十八節(役員) 役員は選挙により選任し、任期は二年とします。役員は選挙権をもち、選挙権を行使する権利をもちます。
- 第十九節(役員会) 役員会は総会から次期定期総会までの間、必要事項を審議決定します。
- 第二十節(総会) 総会に提出する議案の作成、(他)団地との連絡および提携、(他)専門部および特別委員会の活動計画の決定および管理

第二節 役員会

- 第十三節(役員会の任務) 役員会は総会から次期定期総会までの間、必要事項を審議決定します。
- 第十四節(総会) 総会に提出する議案の作成、(他)団地との連絡および提携、(他)専門部および特別委員会の活動計画の決定および管理
- 第十五節(役員) 役員は選挙により選任し、任期は二年とします。役員は選挙権をもち、選挙権を行使する権利をもちます。
- 第十六節(役員会) 役員会は総会から次期定期総会までの間、必要事項を審議決定します。
- 第十七節(総会) 総会に提出する議案の作成、(他)団地との連絡および提携、(他)専門部および特別委員会の活動計画の決定および管理
- 第十八節(役員) 役員は選挙により選任し、任期は二年とします。役員は選挙権をもち、選挙権を行使する権利をもちます。
- 第十九節(役員会) 役員会は総会から次期定期総会までの間、必要事項を審議決定します。
- 第二十節(総会) 総会に提出する議案の作成、(他)団地との連絡および提携、(他)専門部および特別委員会の活動計画の決定および管理

第三節 運営委員会

- 第十八節(運営委員会の構成) 運営委員会は第十七条の役員に選出された役員によって構成します。
- 第十九節(任務) 運営委員会はこの会の運営上必要な事項を実施します。
- 第二十節(運営委員会の開催) 運営委員会は次の場合に会長がこれを招集します。
 - (1) 定期会合
 - (2) 会長が必要と認めた場合
 - (3) 運営委員の三分の一以上の要請があった場合
- 第二十一節(運営委員会の運営) 運営委員会は運営委員の過半数の出席で成立します。
- 第二十二節(議決) 議決は出席者の過半数の賛成を要します。

第四節 事務局

- 第二十二節(事務局) 役員会はその任務を遂行するため事務局を設置し、この会の会計処理、各部の連絡調整および日常業務を処理します。
- 第二十三節(事務局) 事務局は事務局長が統轄し、職員若干名をその下に置き、事務局の任務は役員会がこれを委任します。
- 第二十四節(事務局) 事務局の任務は役員会がこれを委任します。
- 第二十五節(事務局) 事務局の任務は役員会がこれを委任します。

第五節 専門部と特別委員会

- 第二十三節(専門部と特別委員会の設置) この会には会員の親睦と要求の実現をはかるために専門部および特別委員会を設けます。専門部および特別委員会の設置については規定で定めます。
- 第二十四節(フロア委員) この会には活動を円滑に運営するために各階にフロア委員を設けます。

第六節 フロア委員

- 第二十四節(フロア委員) この会には活動を円滑に運営するために各階にフロア委員を設けます。

第四章 会計

第二十五条(会計処理) この会の会計および財産を管理するために、会計帳簿、会費徴収台帳、財産一覽表などを備えます。

2 会計処理は別に定める規定により処理します。

第二十六条(経費) この会の経費は会費、事業収益およびその他の収入をもって充てますが、寄付金の受取については役員承認を必要とします。

第二十七条(会計年度) この会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終ります。

第二十八条(会計監査) 会計監査委員は二名とします。

2 会計監査委員はこの会の会計状況を監査し、総会に報告します。

付 則

1 この会則の精神にもとづいて必要に応じ規定、細則を設けることができます。

2 この会則、または別に定める規定、細則に疑義が生じたときは会員の利益を優先し解釈します。

(一九七七年十一月二十七日第一回総会規定、一九七九年五月十三日総会改正、一九八二年四月二十九日第六回総会改正)

自治会運営規定

第一章 総 則

第一条 この規定は、王子五丁目団地自治会(以下「会則」といいます)第二十三条、第二十五条四項および付則一にもとづいて自治会活動を具体的に進めるうえで必要な事項について定めるものです。

2 この規定に定めのない事項については、役員会で協議して決めます。

第二章 専門部と特別委員会の設置

第二条 会員の親睦と利益、要求の実現をはかり団地生活を向上させるために、会則第二十三条にもとづき、次の専門部と、特別委員会を設けます。

- (1) 組織部
 - (2) 広報部
 - (3) 文化体育部
 - (4) 住宅環境部
 - (5) 福祉厚生部
 - (6) 児童部
 - (7) 家賃対策委員会
 - (8) 防犯対策委員会
 - (9) 母性・ファミリー対策委員会
- 第三条 すべての役員は、いずれかの専門部、特別委員会の役員、委員となります。部員、委員は役員でない会員にも委嘱します。
- 2 専門部長、特別委員会委員長は会則第十七条により役員の中から互選で決めます。
- 3 必要な場合には副部長、副委員長を部員、委員の互選で決めることができます。
- 第四条 専門部、特別委員会の活動に必要な費用は、予算に基づき自治会の会計から支出します。

第三章 フロアー委員の活動

第五条 フロアー委員は各階に一名以上選出することとし、自治会活動が会員本位の民主的に行われるための諸活動を担当します。

第六条 自治会運営委員会は必要に応じて、フロアー集会、フロアー委員会を開催することができます。

第四章 事務局

第七条 事務局は次の活動を管轄し、事務局長が統轄します。事務局次長は事務局長を補任します。

- (1) 自治会役員会の窓口活動
 - (2) 会員の入退会事務の処理および会員名簿の管理
 - (3) 日帯の出入金、会費などの処理
 - (4) 役員会、運営委員会、各専門部、特別委員会活動の連絡、調整
 - (5) 対外活動の連絡、調整および対外文書受入れ処理
 - (6) 自治会諸文書の起草、配布、保存
 - (7) 自治会諸会議の案件、文書などの作成と保存
 - (8) 印鑑、預金通帳、重要書類などの保管
 - (9) 備品、事務用品などの購入、管理
 - (10) その他の必要事項
- 第八条 会則第二十二條の常勤事務局員は自治会員の中から役員会が委嘱します。
- 2 常勤事務局員は、事務局長の指示により第七条の活動を担当します。
- 第九条 常勤事務局員の活動時間、奨励金および慰労金などについては、役員会が規則で定めます。
- 第十条 役員会は、常勤事務局員以外に、会費の集金、文書類の配布、掲示などを担当する事務局補助者を委嘱することができます。

2 事務局補助者は、事務局長もしくは財務部長の指示により必要な活動をおこない、その活動奨励金などについては運営委員会が規則で定めます。

第十一条 次の場合は、常勤事務局員および事務局補助者の委嘱は終了します。

(1) 自治会に対して損害を与え、また活動の支障をもたらしたため役員会が本人の委嘱の終了を通知した場合、委嘱はただちに終了する。

(2) 自治会の都合により、役員会が一カ月の予告期間をもって委嘱の終了を通知した場合、その予告期間満了をもって委嘱は終了する。

(3) 本人が自己の都合で委嘱終了を申し出る場合は(2)と同様とする。

第五章 会員の入退会と会員証

第十二条 居住者が自治会に入会するときは所定の入会申込書に必要事項を記入、捺印のうえ、入会金をそえて事務局または役員に申し込みます。

第十三条 運営委員会は入会申込みがあった場合、すみやかに会員証を発行します。

2 会員証は自治会会員世帯であることを証明するものであり、会員番号、号棟、室番号、世帯主氏名を記入し、自治会印を捺印します。

3 会員証を他人に貸与することはできません。紛失した場合などの再発行は慎重に処理します。

4 会員証は原則として隔年度に更新します。

第十四条 会員がこの会を退会するときは事務局または役員に届出し、会費未納分の精算をおこない、会員証を返却します。

第六章 会員の慶弔

第十五条 会員世帯の子が小学校に入学するとき、五〇〇円相当の入学祝をおくりします。

第十六条 会員世帯の世帯員が死亡した場合は、五〇〇〇円の弔慰金をおくりします。

第七章 活動費用の補償

第十七条 役員もしくは会員が総会および役員会の決定による自治会活動をおこなった場合、次の基準にもとづいて交通費、通信費、活動費を補償します。

(1) 交通費……実費。また役員、会員の車両を使用した場合実費を支払うものとし、その決議は事務局長がおこないます。

(2) 電話代……実費

(3) 活動費……①午前、午後、夜間の三区区分とし、一区分五〇〇円(ただし、役員会、運営委員会、専門部会、事務局会議などの諸会議および団地まつり関係の活動には適用しません)

②二区分以上わたって活動した場合、食事代五〇〇円

2 前項の請求は所定の用紙で事務局におこない、事務局長および財務部長の承認が必要です。

第八章 自治会備品等の貸出し

第十八条 運営委員会が会員に貸出ししてもよいと判断する自治会備品を会員が借用しようとする場合は、所定の借用書で申請のうえ、事務局長の承認が必要です。

2 使用料は原則として無料ですが、破損などの損害が生じた場合は、借用人が実費弁償しなければなりません。

第十九条 自治会の印刷器材を会員が利用する場合は所定の申請書で申し込み、事務局長の承認が必要です。

2 使用料は規則で定めます。

第二十条 前二条に関しては、自治会員でない人、営利を目的とする場合などの貸出し、利用はできません。

代議員選出規定

第一章 総 則

第一条 この規定は、王子五丁目団地自治会会則第十二条、第十四条、付則にもとづき、自治会の総会代議員、役員を選出する諸事項を定めるものです。

第二条 自治会委員は、会則第七条により選挙権および被選挙権をもち、これらの権利の行使は次のようにおこないます。

(1) 選挙権は一会員(一世帯)一票

(2) 被選挙権は一会員(一世帯)一人

第二章 選挙管理委員会

第三条 選挙に関する事務を管理するため、選挙管理委員会(以下、選挙会)を設置します。

2 選挙管理委員は若干名とし、定期代議員総会の期日の三十日前までに役員会で任命し、その任期は総会で役員選出が終了したときまでとします。ただし、選挙管理委員は代議員、役員に立候補することはできません。

3 選挙は会議の招集、運営および実務の責任者として委員長を互選します。

4 選挙の庶務は自治会事務局が担当します。

第四条 選挙は次の事務をおこないます。

(1) 選挙の告示

(2) 選挙人名簿の作成

(3) 立候補に関する手続の決定と立候補者の受理、資格審査および候補者氏名の発表

(4) 投票と開票の管理、および投票の有効または無効の判定

(5) 投票および開票立合人の指名

(6) 当選者の確認と発表

(7) その他選挙管理に必要な事項

第三章 代議員の選出

第五条 代議員は定期総会の期日七日前までに選出し、その定数は会員数二十五世帯に一人とし、余りは十二捨十三入し、原則として各階を単位に選出します。ただし、三、四、五号棟は二つの階で一単位とします。

第六条 立候補者は所定の用紙に記入し、所定の期日までに選挙に届け出ます。

第七条 立候補者が定数以内のときは投票することなく当選とします。

第八条 投票は選挙が準備した投票用紙により、定数までの氏名に○印を記入する不完全連記制で行ない、定数を超える○印を記入したものは無効とします。

第九条 開票は選挙の定める日時および場所で開催立合人の立合いのもとに公開でおこないます。

第十条 当選は得票数の多い順とし、同数で当落が決まらない場合は抽選で決めます。

第四章 役員を選出

第十一条 会則第十四条の選出は定期総会でおこない選挙権は一役員一票とします。

第十二条 立候補者は所定の用紙に記入し、所定の期日までに役員会を経て選挙に届け出ます。

第十三条 投票は、選挙が準備した投票用紙により、第八条に準じて行ないます。

2 立候補者が定数以内のときは投票することなく当選とします。

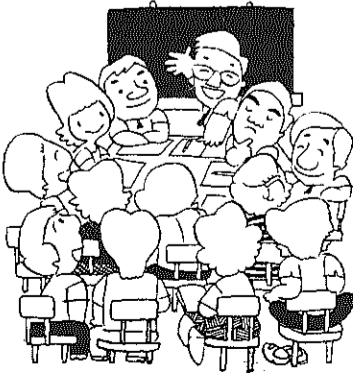
第十四条 開票は立合人の立合いのもとにただちに公開し、結果を総会に報告します。

第十五条 当選は得票数の多い順とし、同数で当落が決まらない場合には、その分のみ再投票をおこないます。

第十六条 役職の選出は、役員互選により行ないます。

第十七条 役員が定数に足りず、または欠員が生じたときは会則第九項により補充します。

- 一九七七年十一月二十七日第一回総会決定
- 一九七九年 三月 三十日第七回自治会委員会改正
- 一九八二年 三月二十六日第二回自治会委員会改正
- 一九八三年 三月 十日第九回役員会改正



家賃引き下げキ 要請ハガキ

550世帯、1100通に達す



これが住民の怒りの声だ!

家賃引き下げこそ「わが家の願い」

「家賃の上昇に昇給が追いつかない。このままでは生活できなくなる、早くなんとかして欲しい」「年金生活で貯金も底をついた、一刻も早く家賃引き下げを實現して下さい」などなど……。

自治会の呼びかけで緊急におこなわれた「建設大臣と公団総裁に王子五丁目団地の高家賃引き下げを要請するハガキ運動」には、居住者の悲痛なさげびとも言えるたくさんの「わが家の願い」がよせ

られました。

短期間にもかかわらず居住者のみなさんの積極的な協力のおかげで五百五十世帯、総計千百通のハガキを回収することが出来ました。

ここに「わが家の願い」の一部をみなさんに御紹介し、居住者全員の共通の願いである「高家賃引き下げ」實現のための新たなスタートにしようではありませんか。

生活をおしつぶす高家賃

低賃金に対して、これ以上の高家賃では一家の生活を維持することができません。建設大臣の御高配によりよろしく御願いいたします。

高家賃は、収入の三分の一以上が家賃にまわります。教員で子供はなく、家賃、公共料金を払うと食費だけで余裕はまったくありません。なんと、なんと……

収入の三分の一以上が家賃にまわります。教員で子供はなく、家賃、公共料金を払うと食費だけで余裕はまったくありません。なんと、なんと……

収入の三分の一以上が家賃にまわります。教員で子供はなく、家賃、公共料金を払うと食費だけで余裕はまったくありません。なんと、なんと……

一刻も早く引き下げを

老人・母子・身障者家庭の叫び

厚生年金をわずかなパートで暮らしているお母さんです。ここを水住の地に、と考えておりましたが高家賃にかなわず……

主人が亡くなってから母子世帯となり、収入も減り……

主人が亡くなってから母子世帯となり、収入も減り……

主人が亡くなってから母子世帯となり、収入も減り……

主人が亡くなってから母子世帯となり、収入も減り……



ガマンガマンの毎日

ただでも生活苦のさきさき、子供が生まれ、その喜ぶ姿が、今は生活にせいぜい……

ただでも生活苦のさきさき、子供が生まれ、その喜ぶ姿が、今は生活にせいぜい……

ただでも生活苦のさきさき、子供が生まれ、その喜ぶ姿が、今は生活にせいぜい……

ただでも生活苦のさきさき、子供が生まれ、その喜ぶ姿が、今は生活にせいぜい……

ただでも生活苦のさきさき、子供が生まれ、その喜ぶ姿が、今は生活にせいぜい……

ただでも生活苦のさきさき、子供が生まれ、その喜ぶ姿が、今は生活にせいぜい……

ただでも生活苦のさきさき、子供が生まれ、その喜ぶ姿が、今は生活にせいぜい……

自治会入会申込書

公団王子5丁目団地自治会へ入会を申込みます。

昭和 年 月 日
号棟 号室 TEL ()

世帯主 氏名 _____
家族 氏名 _____
氏名 _____
氏名 _____
氏名 _____

王子五丁目団地自治会 御中

自治会費自動振替承認届

王子5丁目団地自治会会費を下記預金口座から所定の日に振り替えることに同意します。

昭和 年 月 日
東京都北区王子5丁目2番地 号棟 号室

氏名 _____

(銀行届印を押して下さい)

預金口座名義人 _____
預金口座番号 No. _____

東京相互銀行 王子支店御中

自治会への入会はこの用紙に記入して連絡所か役員にお出し下さい。会費は毎月三百円、入会金二百円です。会費納入はなるべく銀行自動振替にしてください。